

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道爾志郡乙部町

2 構造改革特別区域の名称

公設民営高齢者福祉特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道爾志郡乙部町の全域

4 構造改革特別区域の特性

本町は、北海道南部を形成する渡島半島の西部、檜山支庁管内の中央部に位置し、総面積162.55?で気候は日本海を北上する対馬暖流の影響を受け、比較的温暖であるが冬期間は北西の強い季節風に見舞われるなど、特に高齢者や障害者には厳しい生活環境にある。

人口は平成16年3月31日現在で4,971人であるが少子化等によって減少傾向にある。一方、人口が減少する中で、65歳以上の高齢者は年々増加し1,412人で高齢化の状況を示す高齢者比率は28.4%に達しており、今後も更に高齢化が進む見込みである。また、総世帯数に占める高齢者世帯の割合は51.8%と、全世帯の半数が65歳以上の親族がいる世帯になっている。

このような現状から、介護が必要になったときには、家族介護に頼ることができず、介護に対する不安が老後の最大の不安要因であり、高齢者福祉の向上を図ることが重要な課題となっているが、このことについては、第4次乙部町総合計画並びに第2期老人福祉・介護保険事業計画に掲げているところでもある。

本町内において事業展開している介護保険施設は町が事業主体で公設公営により運営している特別養護老人ホーム（定員50人、ショート4人）の1施設である。常時満床状態の中で数十名の利用申し込みがあり利用待機者が多い現状にある。

平成12年度からの介護保険制度がスタートと同時に町内における在宅介護サービスの訪問介護、訪問看護、居宅介護支援については民間事業所（株

株式会社ジャパンケアサービス)が事業展開している。また、通所介護については町が事業主体となり同社に運営を委託している。

町による特別養護老人ホームの運営を在宅サービス事業者として実績のある民間事業者(株式会社)に委託することにより、施設サービスと在宅サービスを併せた総合的な介護サービスを提供することが可能となり、運営面からも効率的かつ効果的であり、経費の節減が図られ、節減された経費を他の福祉サービスの充実のための財源に充てることができる。また、民間企業が持つ経営感覚やノウハウが活かされた良質で利用者本位のサービスが提供できる。

北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画では、当町を含む南檜山圏域の特別養護老人ホームの平成19年度末必要入所定員総数は354床であるが、平成15年度末定員数は345床となっているので9床の不足区域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

社会福祉基礎構造改革の一環として各種福祉サービスがより利用者本位の制度に見直され、利用者が事業者を選択し、契約によりサービスを受けることになった。限られた財源を効率的な活用を図りつつ、適正な競い合いが福祉サービスの向上を導くという考えに立っている。

このようなことから、当町では、公設公営で運営している特別養護老人ホームを民間企業の経営感覚、ノウハウを保有し、更に経営基盤や社会的信望ある株式会社ジャパンケアサービスに本特区の認定により管理を委託するいわゆる公設民営方式を採用する。

これにより、既に自ら事業展開している各種在宅介護サービス更には町から運営委託されている通所介護サービスと施設サービスを併せて総合的なサービスの提供が可能となり、運営面からも効率的かつ効果的であり、経費の節減が図られ、節減された経費を他の福祉サービスの充実のための財源に充てることができる。また、民間感覚での良質で利用者本意のサービスが提供できる。

本特区の認定に伴い、同様の課題を持つ全国の市町村への波及効果が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

乙部町の高齢者が住み慣れた地域で健康を維持しながら住み続けることが

でき、要介護状態になったときには、希望に応じて必要な介護を受け、地域での生活を継続できることを施策に掲げて当町の老人保健福祉・介護保険事業計画を定めているところですが、その計画の中で、高齢者の選択に基づき適切な福祉サービスが事業者から総合的かつ効率的に提供される体制を構築することを基本理念の一つとして掲げている。

したがって、特別養護老人ホームの管理業務を民間企業（株式会社）に委託することにより、現在行っている民間企業（株式会社）の在宅介護サービスと併せて総合的なサービスの提供が出来るとともに、運営面からも効率的かつ効果的であり、経費の節減が図られ、節減された経費を他の福祉サービス充実の財源に充てることにより、高齢者が健康で生きがいをもって住み慣れた地域で暮らすことができるような町づくりを目指すものである。

また、利用者が事業所を選択する流れの中で、民間企業が持つ経営感覚やノウハウが活かされ、利用者本位の在宅介護サービスを提供している事から利用者や家族から大変好評を得ている状況のなかで特別養護老人ホームにおいても、引き続き利用者本位のサービスが提供できる。

この改革が全国において行われるならば、経済的、社会的波及効果は多大なものが期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特区認定により、公設公営の特別養護老人ホームを民間企業（株式会社）に管理委託することによって民間企業（株式会社）が行っている各種の在宅サービス及び町が運営委託している通所介護等の在宅サービスと併せた総合的な運営ができる。このことにより、利用者全員の身体状況を容易に把握することが可能となり、利用者個々の状況に合わせたきめ細かな良質のサービスを提供できる。また、在宅から施設、施設から在宅への移行や急用等の諸事情により家庭介護ができない場合のショートステイにもスムーズな対応ができる。

民間企業（株式会社）に委託することにより、民間経営を活かして、人件費等の経費の節減が図られ、設置主体の負担が減少することにより、その財源を老人クラブ活動への育成・支援や介護予防等の高齢者関連事業に充てることができる。

参考 人件費等の節減は、年間20,000千円程度見込まれる。

民間感覚で介護職員に対する徹底した介護指導や研修により、より質の高い利用者本位の介護サービスを提供できる。

8 特定事業の名称

地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し、地方公共団体が必要と認める事項

第4次乙部町総合計画に掲げている高齢者が健康で生きがいをもって住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護保険サービスや介護予防・在宅生活支援サービス事業、老人保健事業を更に充実することによって、高齢者の総合的な保健福祉の推進を図る。

1 高齢社会のまちづくり

- ・ 老人クラブ活動を育成・支援して、高齢者が地域社会に参加できるように努める。
- ・ 健康づくりのための老人保健事業の充実を図る。

2 高齢者福祉の充実

- ・ 温泉施設を活用しての介護予防事業の充実を図る。
- ・ 在宅生活支援の中心となる在宅介護支援センター事業の充実に努める。

3 介護予防・生活支援サービスの展開

- ・ 健康教育、健康相談、訪問指導等保健師による保健活動の推進に努める。
- ・ 介護度の軽減や予防するための転倒予防教室、閉じこもり予防教室等の介護予防事業を推進し、寝たきりや痴呆の防止に努める。
- ・ 生きがい活動支援通所事業、在宅生活支援事業などの各種サービスの充実に努める。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

番号 907 - 2

地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の町が整備する特別養護老人ホーム

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

公設公営で運営している特別養護老人ホーム（定員50人、ショート4人）を平成17年4月1日より株式会社ジャパンケアサービスに管理委託する。

管理委託する事業所の概要

名称 株式会社ジャパンケアサービス 代表取締役 対馬 徳昭

住所 札幌市清田区真栄5条2丁目1番地5号

資本金 30億2,000万円

5 当該規制の特例措置の内容

本町では、高齢社会に対応した様々な施策を講じて高齢者福祉の向上に努めることが重要であるとの認識のもとに、既に自らが事業展開している各種の在宅介護サービスと町が通所介護サービスを運営委託している民間企業（株式会社）に公設公営の特別養護老人ホームを管理委託することにより、在宅サービスと施設サービスを併せた総合的な介護サービスを提供することができるとともに、運営面からも効率的かつ効果的になり、経費の節減が図られ、節減された経費を他の福祉サービスの充実のための財源に充てることができる。更には、民間企業が持つ経営感覚やノウハウが活かされた良質で利用者本位のサービスを提供できるので、民間事業者（株式会社）に管理委託することが最良の手法と考え、特区認定後は町と全面的な協力体制のもとに株式会社ジャパンケアサービスと管理委託契約を締結しようとするものである。

北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画では、当町を含む南檜

山圏域での特別養護老人ホームの平成19年度末必要入所定員総数は354床であるが、平成15年度末定員数は345床で9床不足しており、特別養護老人ホームの整備量が必要入所定員総数に達していない老人保健福祉圏域である。

特区認定後は、民間の経営感覚を活かして、人件費等の経費を節減した効率的な運営が図られることにより、特別養護老人ホームの経営を長期的に安定させることができる。また、本町の行政コストが減少されることにより、将来既存建物の老朽化に伴うユニット型を基本とした建替えのための財源確保にも有効に活用ができる。したがって、本町においては、特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認められる。

特例措置により基準に適合すると認められる法人について町としては次のとおり考えている。

条 件 等	町の考え方
1 特別養護老人ホームを管理するために必要な経済的基礎があること。	株式会社ジャパンケアサービスは、平成2年から民間として最初の介護サービスを始めた企業である。現在は、ヘルパーステーション、訪問看護ステーション、デイサービスセンター、グループホーム等の各種介護サービス事業を全国展開しているが、当町内においても唯一の民間参入事業者として訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業のほか、町が事業主体のデイサービス事業については運営委託事業として業務を誠実にを行い、町民から好評を得ているため利用者数が増加傾向にある。資本金30億2,000万円、平成15年3月期の経営実績は売上高51億2,100万円、計上利益1億6,000万円。昨年は、関東の中堅企業2社を買収するなどし、急成長している大手企業であり、当町の福祉事業の発

	<p>展にも期待するところである。</p>
<p>2 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。</p>	<p>株式会社の代表取締役社長は社会福祉法人「ノテ福祉会」及び学校法人「つしま記念学園」の理事長、財団法人「高齢健康科学研究財団」会長に就任する傍ら、全国の在宅サービス関連業者約500社が加盟する「民間業者の質を高める研究会」の副代表世話人及び日本在宅サービス事業者協会の前会長でもあり、全国的な業界における信望は厚いところである。</p>
<p>3 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。</p>	<p>代表取締役社長においては、社会福祉法人の経営に20年間精通しており、経営の安定に努めながらローカル企業から全国大手企業に成長させた実績がある。幹部職員については、病院等の事務長職として15年間その専門的知識を習得しつつ、医療、福祉、保健の密接な連携が求められる社会情勢上、福祉分野の重要性を感じ、特別養護老人ホームにおける経営、現場研修等を受けるなど熱意をもって多くの部下の指導にあたってきたところである。</p>
<p>4 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。</p>	<p>町が運営委託しているデイサービス事業と同様に特別養護老人ホームの経理は、コンピューター管理により別会計処理（介護保険介護サービス事業勘定）となることから透明性を確保できる。</p>

<p>5 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを管理しようとするものでないこと。</p>	<p>管理業務の実施状況や管理経費の収支状況等の報告を求め、かつ町職員による指導、チェック体制を強化し、不正、不適切な経理は一切ない。介護保険制度スタート以降現在まで社においての在宅介護サービスの提供にあっては、ケア会議などにより町との密接な連携を保ちながら町民本意のサービスがなされている実績がある。</p>
--	---